

令和2年度糸満市小規模保育事業所設置運営事業者募集要項の質問に対する回答②

1. 【応募書類について】

質問1. 同意書について、隣接する主と会えず同意書を得ていない場合には、設置までに同意書を追加添付することでもいいのか。

回答1. 同意書の提出が好ましいですが、同意書を得ていない場合は、その理由を添えて応募書類のご提出をお願いします。

質問2. 屋外遊技場の代替地として、広場や緑地的な所でもいいのか。

回答2. 移動するまでの経路や使用できる場所などの安全性が確認できるのであれば問題ありません。

質問3. 資金計画（施設整備補助金）について、業者は事業所にて選定して決めていいのか。工事費の記載は大まかな金額で歳出して出してもよろしいか。

回答3. 整備を行う業者（工事会社）については、市の入札に準じて選定していただきます。糸満市で登録されている業者のリストについては、提供可能です。工事費の記載は大まかな金額で歳出して出しても構いません。

質問4. 物件について、塩崎町地区にて、戸建て住宅を保育園としての使用は可能でしょうか。

回答4. 潮崎町地区と受け賜われますが、お見込みのとおりです。